

部 会 だ よ り

◆源泉研究部会◆

第286回研修会 ～平成19年度の税制改革～

6月7日(木) 法人会館において、「286回研修会」が開催されました。

今回のテーマは、「平成19年度税制改正について」で、講師には中野税務署・宮崎上席をお迎えして、源泉所得税に関して、講議して頂きました。



今年は多くの改正がありました！

横山保全(資) 横山 浩之

特に平成19年度は、国税(所得税)から地方税(住民税)への税源移譲が実施され、それにより、源泉所得税関係について、いくつかの改正が行われました。主なものは、「住宅借入金等特別控除」について特例が設けられたことや、「住宅バリアフリー改修促進税制」が創設されたこと、損害保険料控除が改組され、最高5万円まで「地震保険料控除」が創設されたことなどです。これらの改正事項は、まだ申請書の様式も決まっていないものもあり、秋の年末調整に向けて、再度説明して頂けるということです。

わかりやすく丁寧な説明で、有意義な時間を過ごさせて頂きました。



講師の宮崎上席

様式変更のご案内

【ご案内】平成19年分の給与所得の源泉徴収票から様式が次のとおり変更されています。

○変更箇所について

【地震保険料控除創設に伴う変更】

- ①「損害保険料の控除額」欄を「地震保険料の控除額」欄に変更しています。
- ②「長期損害保険料の金額」欄を「旧長期損害保険料の金額」欄に変更しています。

【税源移譲に伴う措置・定率減税に伴う変更】

- ③「摘要」欄の「年調定率控除額 円」の印字を削除し、「住宅借入金等特別控除可能額 円」の印字を追加しています。

◆女性部会◆

第110回研修会 ～中国大使館見学～

第110回研修会は、中国大使館の見学と交流会で、参加者は52名。予想の定員を遥かに超えました。ちょうど香港返還10周年記念行事にあたり、皆さんの関心事でもあったことと思います。まずは正門の入口。警備と入口のドアの重さにビックリ、引いても押しても開かないのです。私たちの力が足りなかったようでした。大使館の中に案内されて、現在の中国の様子をパネルにして沢山展示されていました。写真を観る限り、皆表情は活気に満ちて、汗と笑顔そのものでした。公使参事官の女性が、上手な日本語で、説明して下さいました。

(有)小川鉄工所 小川 敬子

見学が終って東京大飯店に移動しての交流会。中華料理の会席料理に、皆さんが癒されて各々の円テーブルでは、会話もはずんでおりました。久しぶりに参加された方、初めての方も多く、とても楽しかったという感想も頂きました。ますます会員の皆様の輪が広がるようにと心より祈っています。

◎7月9日、全法連・連絡協議会の席上、大島幸子様が相談役に就任されました。又、23日、明治記念館で、東法連・連絡協議会が開催され、土屋頼子(本郷)様が、新会長に就任されました。



香港返還10周年を祝して



中国大使館前で、ニーハオ



気分は、まるで中国に行ったみたい…